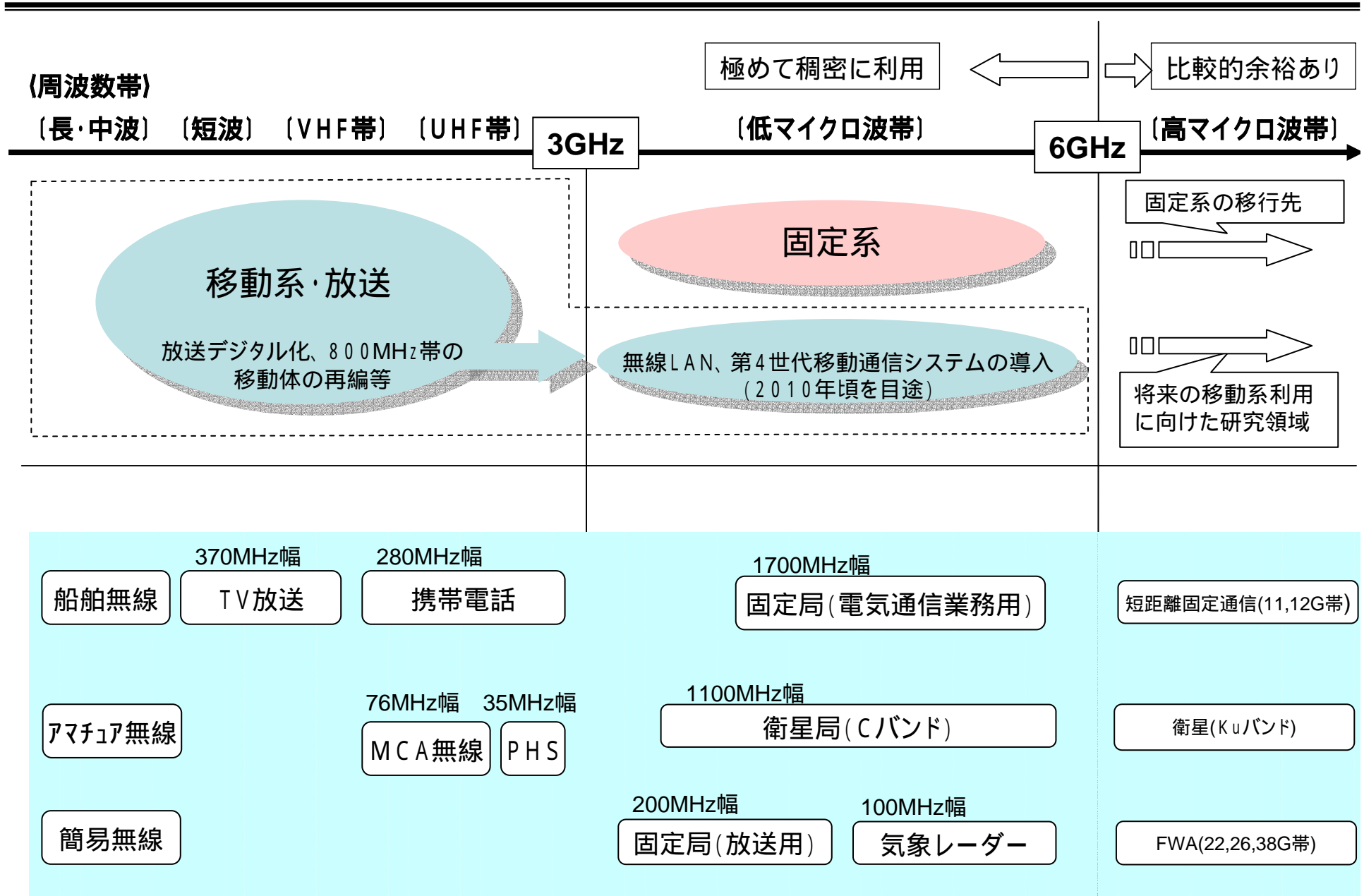


電波利用料のあり方検討について

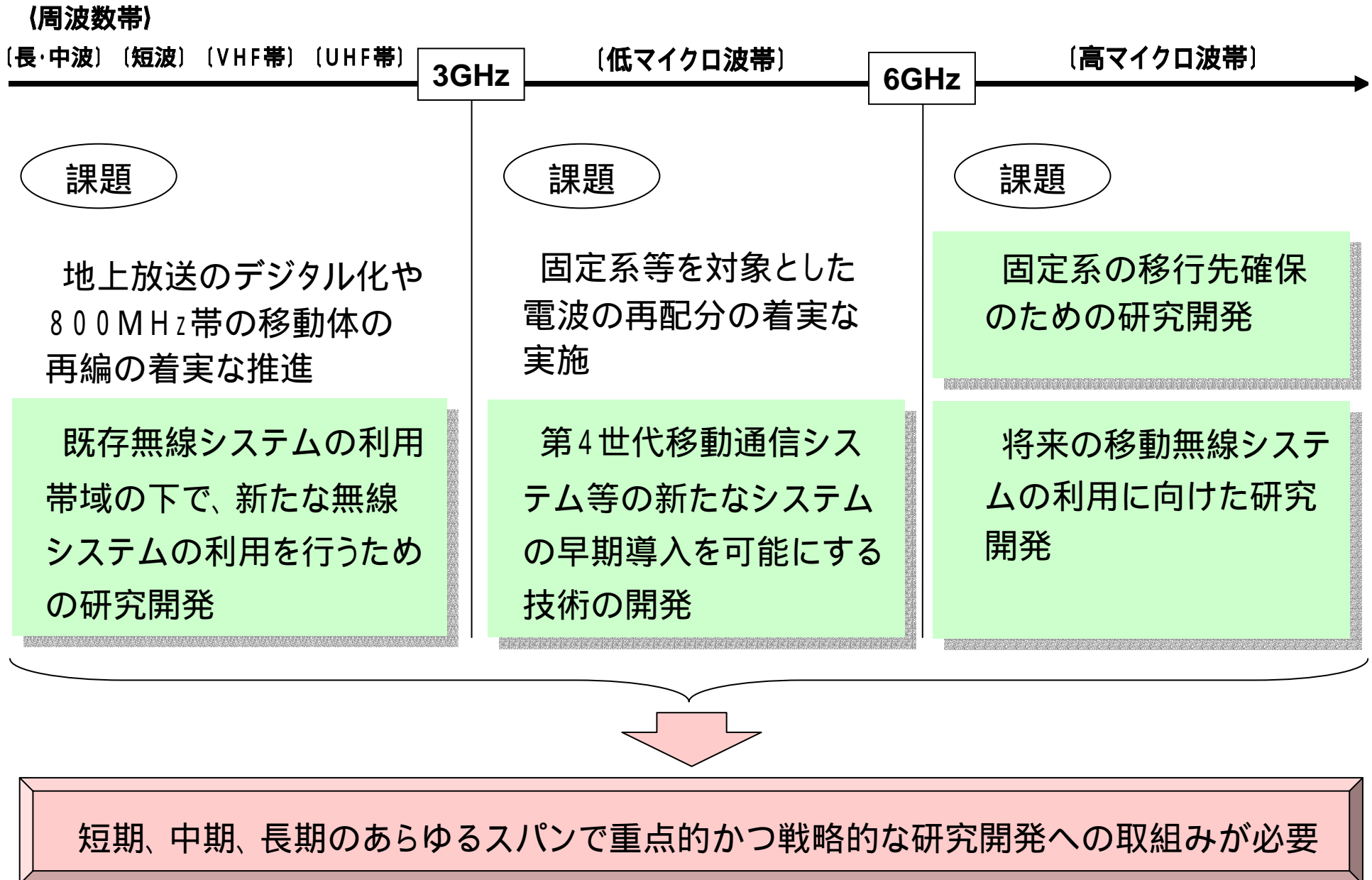
1 . 電波利用の現状	．．．．	1
2 . 電波利用の課題	．．．．	2
3 . 使用料の考え方について	．．．．	3
4 . 地域特性の指標の考え方（例）	．．．．	4
（参考 1）電波利用料の負担状況	．．．．	7
5 . 国、地方公共団体の扱いについて	．．．．	8
6 . 免許不要局の扱いについて	．．．．	9
7 . その他の課題（包括免許におけるシステム切替え時の 電波利用料の納付手続）	．．．．	11
（参考 2）電波利用料のあり方に関する付帯決議	．．．．	12

平成 16 年 5 月 27 日（木）

1. 電波利用の現状



2 . 電波利用の課題



3 . 使用料の考え方について

電波利用料の算定方法（前回議論時のモデルB）

電波監視等〔共益費用〕

+

技術試験事務等 + 〔使用料〕

- ・主に逼迫帯域・逼迫地域の無線局のみ負担
- ・経済的価値を反映して料額を設定

整理例

- 1 使用料とは、国民共有の有限な資源である電波を使用することの対価。
- 2 電波の使用料については、これまで無料であったが、
 - (1) 特定の帯域(例えば6GHz帯以下)及び特定の地域において電波の希少性が著しく高まったことから、電波の経済的価値が極めて高くなったと認められること
 - (2) 前述の電波資源の拡大を図るための研究開発の財源は、一般国民ではなく電波利用者に応分の負担を求めることが適当であることから、電波の有効利用を図る観点から、逼迫地域・逼迫帯域における電波の使用について、使用料の徴収を検討することが適当。
- 3 なお、電波の経済的価値は、量的要素(帯域幅、電力等)の程度により異なるものとするのが適当。

4 . 地域特性の指標の考え方（例）

【例1】電波利用の総量を指標

（地域ごとに全無線局の電波利用の総量を算定）

全ての無線局について、無線システムの違い、カバーエリア、電波の指向性等電波利用に係る様々な要素を調査、集計、算定等するために要するコストが、行政側、免許人側のいずれにおいても膨大になる可能性が高い。

【例2】人口密度を指標

利用者数の過密度合いをもって電波利用の逼迫度に擬制

（参考）県別人口密度の上位10県

東京都、大阪府、神奈川県、埼玉県、愛知県、千葉県、福岡県、兵庫県、沖縄県、京都府

【例3】一人当たりの所得を指標

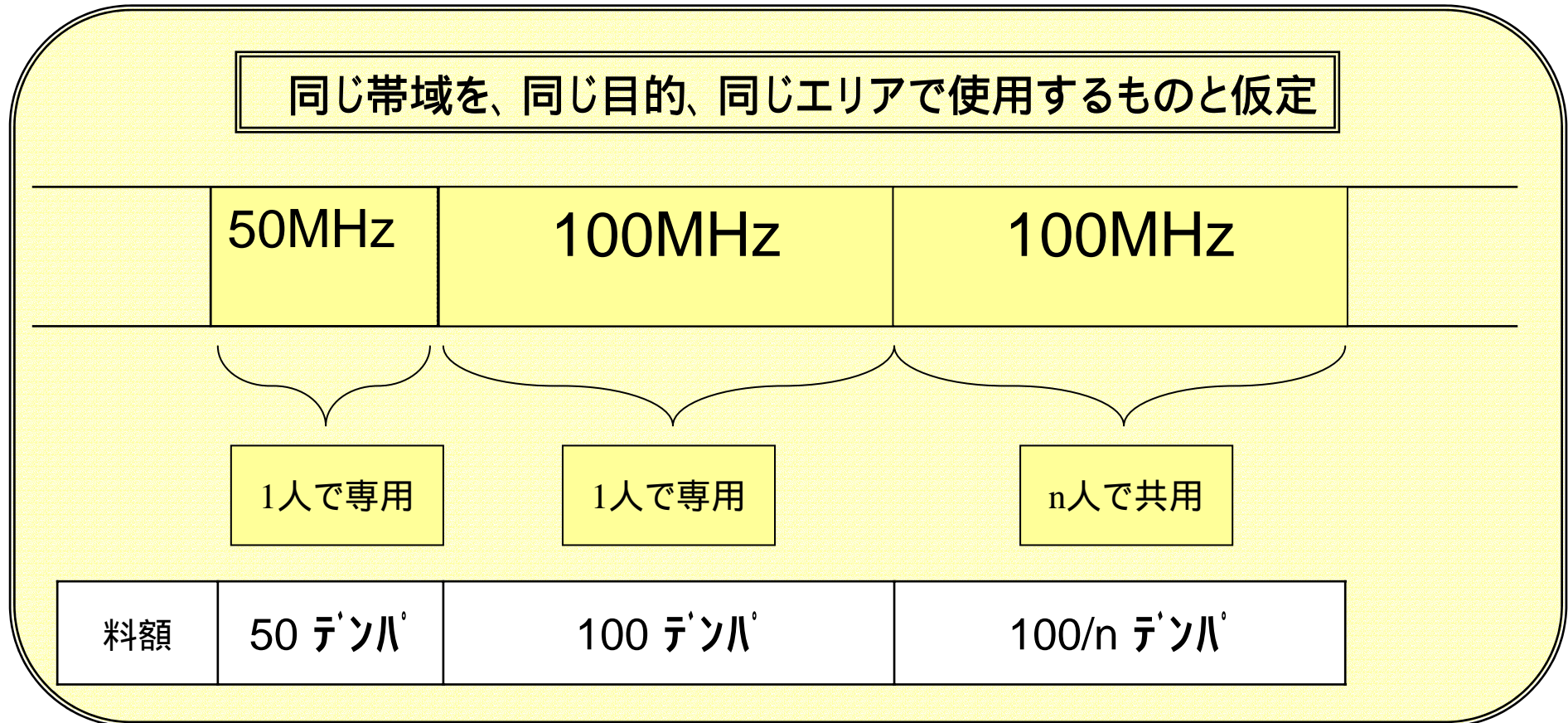
電波利用サービスへの購買力の度合いをもって電波利用の逼迫度に擬制

（参考）一人当たり県民所得の上位10県

東京都、愛知県、大阪府、滋賀県、神奈川県、埼玉県、栃木県、千葉県、静岡県、京都府

(参考) 電波の量的要素の考え方 [論点公表時資料]

1 周波数帯域幅の勘案



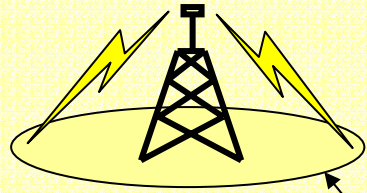
2 エリアの勘案

同じ帯域を、同じ帯域幅、同じ目的で使用するものと仮定

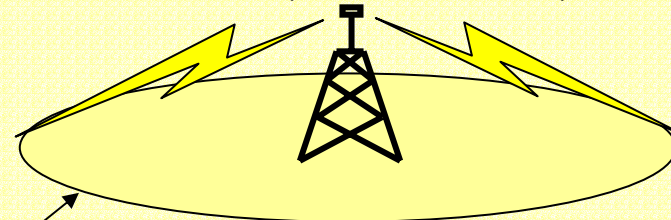
地理的広さ(空中線電力等)

料額は電波の届くエリアの広さに比例

エリア小(空中線電力小)



エリア大(空中線電力大)

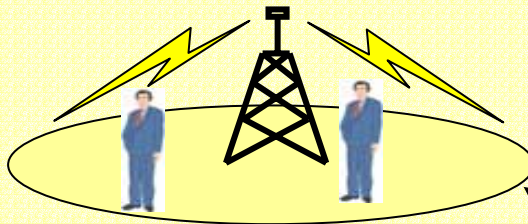


電波の届く範囲

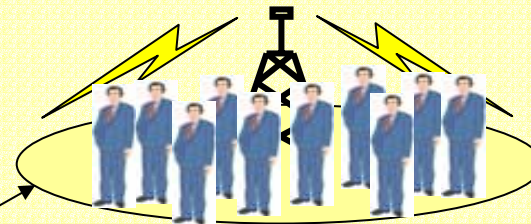
人口

料額は電波の届くエリア内の利用者数に比例

利用者数が少ない



利用者数が多い

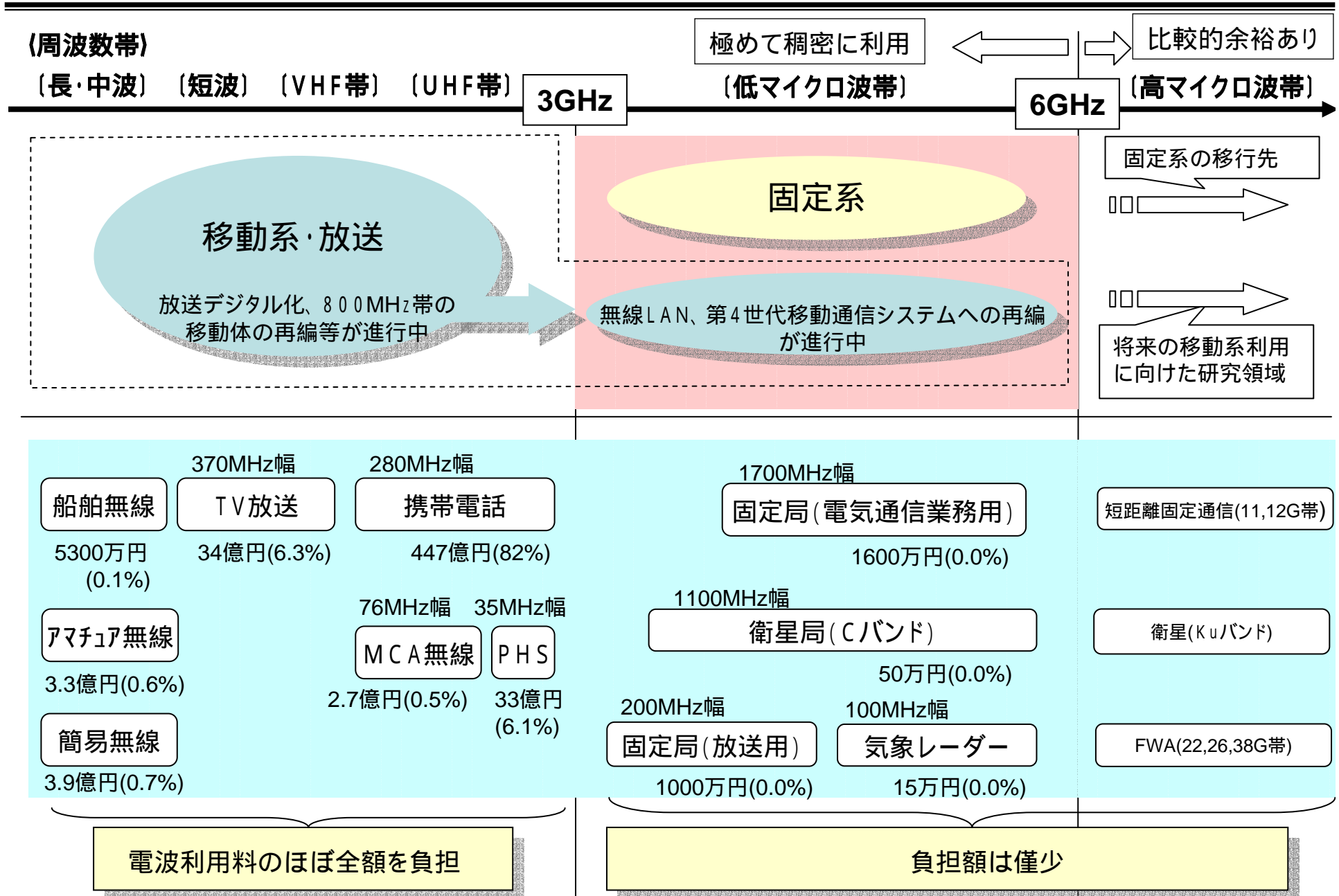


同じエリア

イギリスの場合、移動通信では料額は地理的広さを勘案
放送では料額は人口(10万人単位)を勘案

電波利用料の負担状況

[参考1]



5 . 国・地方公共団体の扱いについて

国等に電波利用料の特例措置が設けられている理由

電波利用料を徴収しても、国庫の中での循環であること
消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性

電波利用料徴収の検討

A案：現行どおり、減免

受益者に対する費用負担を強調

➡ 国庫の中での資金循環であることから、徴収の実益に乏しいこと

B案：他の無線局と同様に徴収

有効利用インセンティブを強調

➡ 予算査定等を通じて有効利用へのインセンティブに寄与

➡ これまでの議論を踏まえると、上記2案に加え、以下の案も検討対象としてはどうか。

C案：電波の有効利用インセンティブが特に必要となる、逼迫地域及び逼迫帯域での電波利用に限って、一定の課金

6 . 免許不要局の扱いについて

免許不要局から電波利用料を徴収していない理由

電波利用共益事務は、専ら免許局が電波を安心して利用できる環境を整備するための事務と観念されていること

行政上の徴収費用及び徴収に係る免許不要局の負担

電波利用料徴収の検討

A案: 現行どおり、非徴収

受益者に対する費用負担を強調

免許不要局の利益は反射的

今後の免許不要局(小電力無線システム)の位置付けと関連

行政上の徴収費用の問題

等から、徴収の実益に乏しい

B案: 他の無線局と同様に徴収

有効利用インセンティブを強調

インセンティブが機能することから、
徴収は有効

(参考) 電波再配分に係る免許不要局からの追加的電波利用料 [改正電波法(5/19公布)に規定]

次頁参照

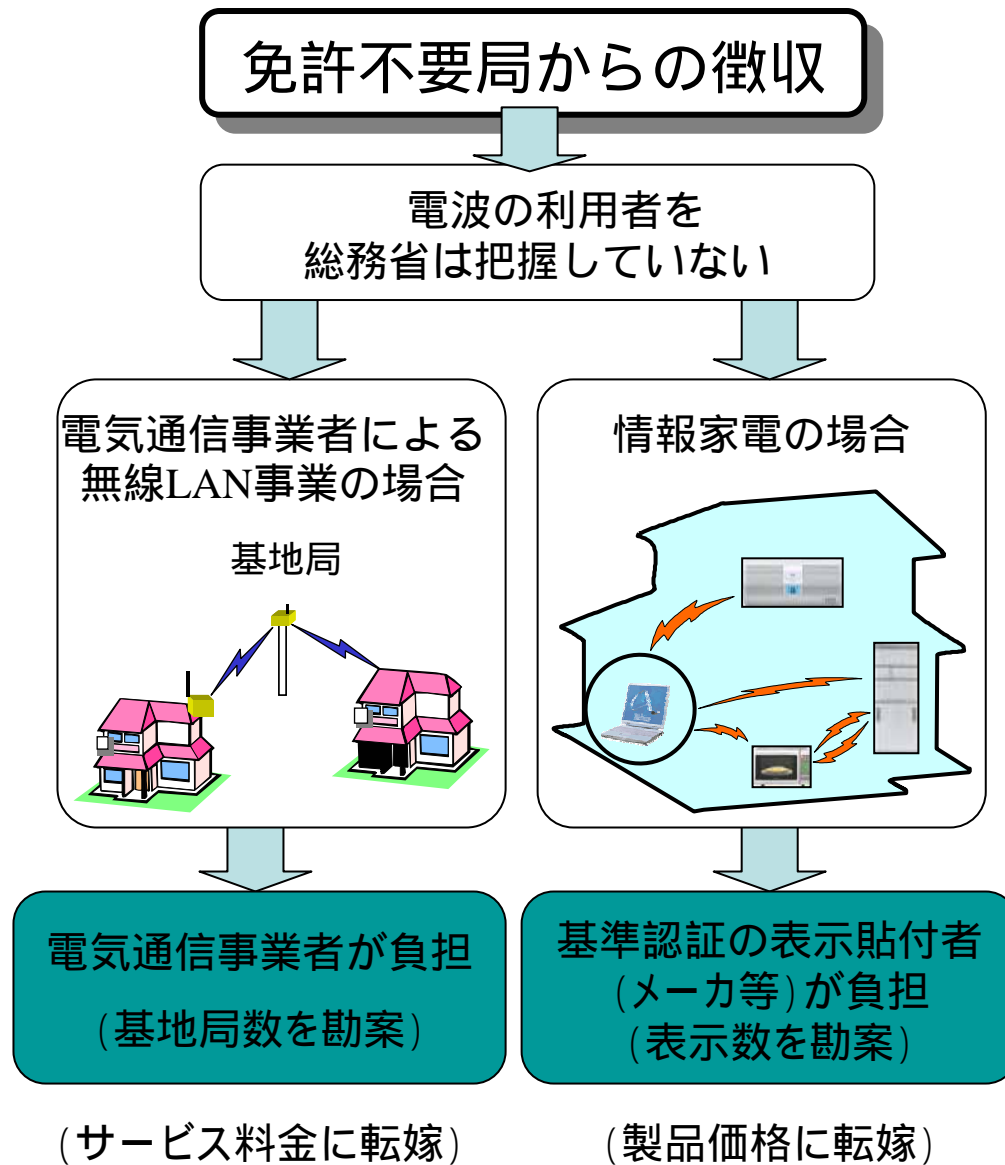
・電気通信事業者が提供するサービス(無線LAN等)の場合

…電気通信事業者が負担

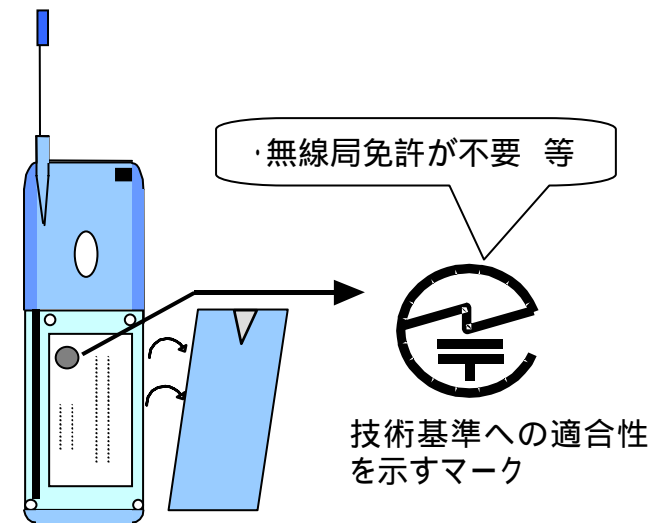
・情報家電などの場合

…基準認証の表示の貼付者(メーカー等)が負担

(参考) 免許不要局からの追加的電波利用料の徴収方法について



(参考) 基準認証の表示について

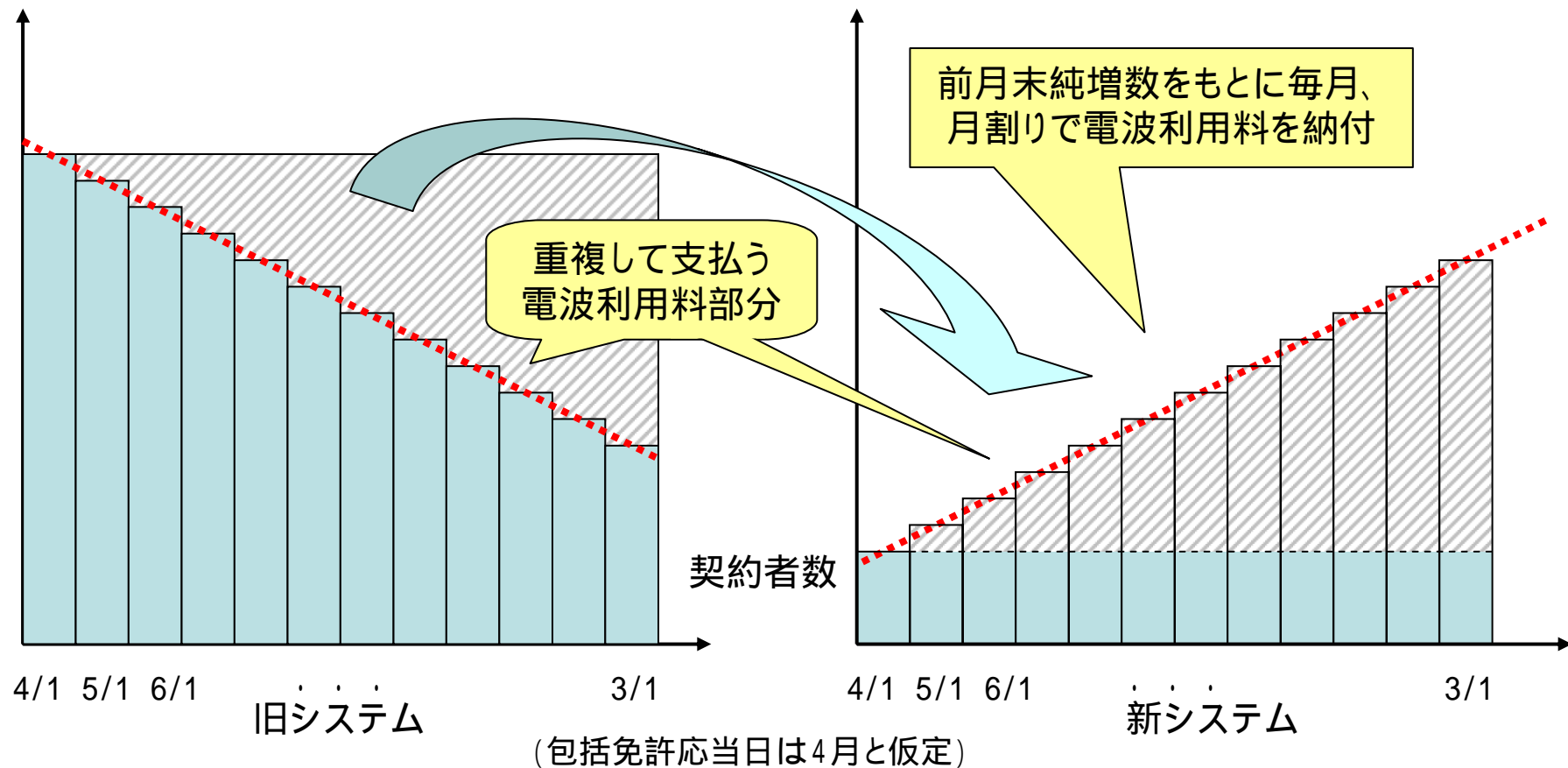


無線設備に技術基準への適合を示す表示を貼付した時点で、無線局の運用が可能。

7. その他の課題

(包括免許におけるシステム切替え時の電波利用料の納付手続)

加入者が旧システムから新システムに移った場合、旧システムで3月末まで払った電波利用料に加え、新システムでも年度途中から3月末までの電波利用料を重複して支払う必要がある。



新システムへの円滑な切替えを図る観点から現行の電波利用料制度における納付手続の合理化の検討が必要ではないか。

衆議院・総務委員会(平成16年4月13日)

- 三 電波利用料制度については、制度創設時に比べて電波利用をめぐる環境が大幅に変化していることにかんがみ、電波利用の拡大や利用形態の動向等を踏まえ、電波の経済的価値を反映することも含め電波利用料の新たな算定方法等その在り方について早急に結論を得ること。
- 四 電波の逼迫状況を解消するため、電波の再配分のみでなく、未利用周波数帯の開拓等の技術開発を含め、電波の有効利用に引き続き取り組むこと。

参議院・総務委員会(平成16年5月11日)

- 四 電波利用料制度については、制度創設時に比べて電波利用をめぐる環境が大幅に変化していることにかんがみ、電波利用の拡大や利用形態の動向等を踏まえ、電波の経済的価値を反映することも含め電波利用料の新たな算定方法等その在り方について早急に結論を得ること。
- 五 電波の逼迫状況を解消するため、未利用周波数帯の利用技術や共同利用システム等の研究開発を含め、電波の有効利用に一層取り組むこと。